

愛媛県議会議員補欠選挙

～ その一票で、想いをカタチに ～

令和7年7月13日（日）

投票時間 ▶ 7時～20時
（大島・別子山地区は18時まで）

一部投票所変更についてのお知らせ

令和7年7月13日執行予定の愛媛県議会議員補欠選挙について、投票所の一部を次のとおり変更します。

第30投票区
（萩生のうち、旦の上及び岸の下） ▶ 変更前：新居浜萩生保育園（萩生1091番地の1）
変更後：岸之下自治会館（萩生1258番地の13）



期日前投票について

※期日前投票は入場券が**お手元になくても可能**です

新居浜市役所1階ロビー	7/5(土)～7/12(土) 8:30～20:00
別子山支所	7/5(土)～7/11(金) 8:30～18:00
	7/12(土) 8:30～17:00
新居浜工業高等専門学校 図書館棟1階	7/9(水)・7/10(木) 15:00～18:00
イオンモール新居浜 1階レストラン街 「NIIHAMA CITY INFORMATION」	7/11(金)・7/12(土) 10:00～19:00

月	火	水	木	金	土	日
6月30日	7月1日	2日	3日	4日	5日	6日
				告示日	期日前投票	
					開始日	
7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
期日前投票 市役所1階ロビー 8:30~20:00						投票日 (開票日)
期日前投票 別子山支所 8:30~18:00				※12日は 17:00まで		
		期日前投票 新居浜高専図書館棟1階 15:00~18:00		期日前投票 イオンモール新居浜1階レストラン街 「NIIHAMA CITY INFORMATION」 10:00~19:00		
		選挙公報折込日				

Q1. 入場券が届きません。どうしたらいいですか？

A1. 今回の入場券の発送は選挙の告示日前後を予定しております。地域によっては、発送から配達まで3日（土日祝除く）ほどかかる場合があります。なお、市外から新居浜市に転入して3ヶ月未満の場合は、新居浜市の選挙人名簿には登録されていない場合があります。

Q2. 投票所まで行くことができない場合は、どうしたらいいですか？

A2. 一定の障がいがある人、介護保険法上による「要介護5」の人で、自分で投票の意思表示ができる人は、郵便による不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

Q3. 入院しているため投票所に行けません。どうしたらいいですか？

A3. 県選挙管理委員会から指定を受けている病院や介護施設などに入院・入所中の場合は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

Q4. 仕事のため市外にいますが、投票することはできないのですか？

A4. 新居浜市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。ただし、滞在先で投票した投票用紙が投票日当日に新居浜市に到着している必要がありますので、お早めに投票を済ませてください。「投票用紙等請求書兼宣誓書」は各市区町村の選挙管理委員会にあるほか、選挙管理委員会HPからもダウンロードできます。

重度の障がいをお持ちの方を対象に、投票所までの移動支援を行います

新居浜市における投票所移動支援事業として、重度の障がいをお持ちの方を対象に、投票日当日に自宅などから投票所への往復に利用できる「投票所移動支援専用タクシー乗車券」を交付します。

制度利用対象者について

- ☐ 身体障害者手帳（1級または2級）所持者及び介助者・介護者またはその家族
- ☐ 療育手帳（A）所持者及び介助者・介護者またはその家族
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者及び介助者・介護者またはその家族

※ただし、新居浜市における「新居浜市重度障害者（児）タクシー利用助成事業」において助成対象外となっている施設に入所中の方を除きます。



制度の利用方法、申請手続きなど
詳しくは、新居浜市選挙管理委員会の
ホームページをご覧ください。

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/senkan/>

右のQRコードからも
ご覧いただけます ▶



問い合わせ

新居浜市選挙管理委員会事務局（新居浜市役所5階）
（電話）0897-65-1311